

医第1027号
平成30年3月29日

各医療機関管理者 殿

徳島県保健福祉部医療政策課長
(公 印 省 略)

単回使用医療機器に係る医療安全等の徹底について(通知)

日頃は、県の医療・保健行政の推進に格別の御配慮いただき誠にありがとうございます。

さて、単回使用医療機器の取扱いについては、厚生労働省医政局長通知（平成29年9月21日付け医政発0921第3号）「単回使用医療機器の取扱いの再周知及び医療機器に係る医療安全等の徹底について」を、平成29年9月27日付け医第488号で、各医療機関及び関係機関等に周知するとともに、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査で指導してきたところです。

しかしながら、今般、県内の医療機関において、再使用禁止が明記されている単回使用医療機器の一部を洗浄・滅菌の上、再使用していた事例が見受けられました。

つきましては、貴機関におかれましては、このようなことがないように厚生労働省通知の趣旨に鑑み、再点検をしていただくとともに、医療安全の確保、院内感染対策及び医療機器に関する安全管理の周知・徹底に努めてください。

※添付書類

「単回使用医療機器の取扱いの再周知及び医療機器に係る医療安全等の徹底について」
(平成29年9月21日付け医政発0921第3号厚生労働省医政局長通知)

担当

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部医療政策課

医事指導担当 板東

TEL 088-621-2189 FAX 088-621-2898

